

「令和3年市内宿泊観光利用促進事業」取扱要綱

1 事業の目的

新型コロナウイルス第3次感染拡大に伴う行動自粛要請により落ち込んでいる観光関連業種の需要喚起を目的に、市内宿泊客・先着5,000泊を対象に、一人3,000円分の「宿泊地域振興券」を配布するキャンペーンを展開することにより、観光客の市内宿泊の促進と、地域経済の活性化を図る。

2 事業の内容

(1) 名称 市内宿泊観光利用促進事業（大洲に泊まろうキャンペーン）

- ① 発行総額 15,000千円（5,000泊×3,000円）
- ② 制度概要 宿泊者1人当たりの宿泊費における実費負担額が、国・県等の振興策と併用しても2,000円以上となる場合に、一人3,000円分（1枚500円（1セット6枚））の宿泊地域振興券を配布する。
※別添イメージ図参照
- ③ プレミアム率 3分の1（宿泊補助金2,000円＋プレミアム1,000円）
- ④ 払い戻し 応じない。
- ⑤ 利用可能期間 発行日（宿泊初日）から3日間。
- ⑥ 取扱店舗参加費 無料
- ⑦ 地域振興券の特長 取扱店舗共通の宿泊地域振興券です。

(2) 事業実施主体 愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合大洲支部

(3) 取扱店舗資格

大洲市内に店舗又は事業所を有し、宿泊地域振興券を利用可能とすることができる中小事業者等。ただし、次の事業者を除く。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団員の構成員であると認められるもの、又は暴力団員に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し関与するもの
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っているもの
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反するもの
- ④ 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む）に滞納がある者
- ⑤ 本店所在地が市外の大企業（ただし、宿泊事業者を除く）

3 期 間

- ① 取扱店舗申込期間 令和3年7月7日(水)から令和3年7月16日(金)まで
(キャンペーン web サイトに掲載のための締切日。以降、随時申込可能。)
- ② 使用期間 令和3年8月1日(日)から令和4年2月2日(水)まで
※期間の途中で予定の数量(5,000泊)が終了、または追加等により運用期間に変更が生じる場合がある。
- ③ 換金期間 令和3年8月から令和4年2月までの月2回程度

4 申 込 方 法

取扱店舗として登録を希望される方は、「取扱要綱」に同意のうち、「取扱店舗登録申込書兼誓約書」に必要事項を入力または記入し、下記のいずれかの方法で申込をお願いします。

①インターネットで申込可能な場合

右記のQRコードを読み取り、申込してください。



②FAXでの申し込みの場合

「取扱店舗登録申込書兼誓約書」をFAXで提出してください。

・FAX送信先 0893-24-7086

※申込みいただいた事業者については、取扱店舗として登録させていただき、後日マニュアル・ステッカー、換金振込先申請書を送付します。

5 換 金 方 法

使用された「宿泊地域振興券」を大洲商工会議所、長浜町商工会及び川上商工会の窓口に持参し、後日、事務局『キタ・マネジメント』から取扱店舗指定口座に入金

6 その他の注意事項

- ①本券と現金との引換はできません。
- ②本券による支払いでは、つり銭はお支払いできません。
- ③本券取得後の返品はできません。
- ④本券は、転売、譲渡はできません。
- ⑤盗難、紛失や店舗の倒産などによる補償はいたしかねます。
- ⑥各種支払い、費用の弁済はできません。
- ⑦その他愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合大洲支部支部長が当該事業の趣旨に反する取引と認めるものには利用できません。

7 事 務 局

〒795-0012

大洲市大洲 649 番地 1 まちの駅あさもや2階

一般社団法人 キタ・マネジメント

TEL 0893-24-7060 FAX 0893-24-7086